

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、当会の役員に就任する者の報酬について定める。

(改廃)

第2条 本規程の改廃は、定時総会の承認による。

(対象)

第3条 本規程の対象は、理事長、専務理事、理事、監事とする。

(報酬)

第4条 理事長、理事、監事については無報酬とする。

2. 専務理事については、常勤として年額600万円を上限として支払う。報酬額は理事会において決定する。

(費用)

第5条 理事会等通常の活動における旅費交通費等の費用は原則として支給しない。但し、専務理事、監事については実費を支給する。

2. 会が特別に必要な会務として派遣する場合の旅費交通費等の費用は、実費を支給することがある。

(その他)

第6条 専務理事が他の組織と雇用関係を持つ場合は、事前に当該組織と当会との間で就任に関する確認書を取り交わすものとする。

2. 役員は当会に就任承諾書を提出する。

付則 本規程は2012年3月21日より施行する。

2015年5月15日改訂

2018年5月11日改訂

2019年5月10日改訂

以上